

# 工 事 設 計 書

施 行 年 度	令和2年度	契 約 番 号	伊賀市
		2020001109	

工 事 名	上野南送水ポンプ所ポンプ更新工事		
-------	------------------	--	--

施 工 場 所	伊賀市 下神戸 地 内	課 長	係 長

工 種	機械器具設置工事	設 計 者	検 算 者

設 計 金 額	円 内消費税相当額 円		
---------	-------------	--	--

工 期	令和3年6月30日 日 間		
-----	---------------	--	--

工 事 の 大 要	起 工 理 由
-----------	---------

<p>上野南送水ポンプ所 上野第3向送水ポンプ 1台 ・青山向送水ポンプ 1台 機器 多段うず巻ポンプ 2台 既存機器撤去・設置工 一式 (撤去機器保管) 試運転調整 一式</p>	<p>別 紙 の と お り</p>
--	--------------------

設計内訳書								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
機器費				式	1			第0001号 明細表
直接工事費				式	1			第0002号 明細表
直接工事費計								
共通仮設費				式	1			
純工事費								
現場管理費				式	1			
据付間接費				式	1			
工事原価								
一般管理費				式	1			
工事価格								
消費税及び地方消費税相当額								
本工事費計								

第0001号 明細表

1式

(上段：前回 下段：今回)

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器費						
片吸込渦巻ポンプ	150A×150A	台	1			
片吸込渦巻ポンプ	125A×125A	台	1			
	機器費 計					

第0002号 明細表

(上段：前回 下段：今回)

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
据付工事原価						
直接工事費						
輸送費		式	1			
材料費	ボルト・パッキン・雑材料	式	1			
労務費		式	1			撤去据付工・試運転工
塗装費	タッチアップ	式	1			
直接経費		式	1			
仮設費	搬入・搬出路仮設仮設置	式	1			
	直接工事費 計					

# 上野南送水ポンプ所ポンプ更新工事

## 特記仕様書

2020年度

伊賀市上下水道部

# 目 次

第 1 章	総 則
第 1 節	一般事項
第 2 章	機械設備
第 1 節	設備概要
第 2 節	機器概要
第 3 節	施工範囲
第 3 章	据付工事
第 1 節	据付工事
第 2 節	電気配線工事
第 3 節	塗装工事
第 4 節	試運転調整
第 5 節	引渡し及び保証

# 第1章 総則

## 第1節 一般事項

1. 本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定、関係法規、一般仕様書、特記仕様書及び設計図書並びに係員の指示に従い、誠意をもって完全なる施工をなすものとし、後記の関連法規及び規格を遵守し施工を行うこと。
2. 本工事受注者は一般仕様書、本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示してない事項でも、施工上当然必要な足場等の仮設および設備等は受注者の責任において行わなければならない。
3. 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社、保安協会、N T T等に対する一切の手続きを代行するとともに、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないように注意しなければならない。なお、これに必要な経費は、受注者の負担とする。特に施設の運転には支障のないように注意しなければならない。
4. 本工事の施工に当たっては承認図を提出し、当市の承認を得るものとする。また、仕様書の変更については当市が認めた場合について行うことができる。
5. 本工事について受注者は、当市から求められた場合、次の工事関係図書を各部提出すること。これらに要する費用は受注者の負担とすること。
  - [1] 納入図
    - (1) 機器外形図、詳細図、結線図
    - (2) 機器配置図
    - (3) 配管配線詳細図
    - (4) その他、当市が指示するもの
  - [2] 完成図書
    - (1) 維持管理に必要な操作説明図書
    - (2) 各種機器試験成績表
    - (3) 各種機器取扱説明書
6. 本工事竣工までの機器材料の保管の責任は受注者によるものとする。
7. 本工事施工中に建造物、機械設備等の関係でおきる機器の配置、配管路の軽微なる変更は受注者において行うこと。
8. 取り合い  
配管設備、電気計装設備に関連するもので他の業者に作成依頼もしくは、作業取り合いが発生すると思われるものについては、受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出して、工事の円滑な進捗をはかること。
9. 工場立会い検査  
当市が指定する機器については工場立会い検査を行う。検査に要する費用は受注者の負担とする。
10. 関連法規及び準拠規格
  - (1) 日本水道協会規格 (J W W A)
  - (2) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
  - (3) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
  - (4) 日本工業規格 (J I S)
  - (5) 日本電機工業会規格 (J E M)
  - (6) 電気規格調査会標準規格 (J E C)
  - (7) 電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
  - (8) その他関係法規、規格及び基準

## 第2章 機械設備

### 第1節 設備概要

本設備は、上野南送水ポンプ所より、上野第3配水池と青山第2分水、青山送水ポンプ所へ送水する2系統2種類のポンプである。

既存ポンプについては、別添参照の能力を有し、起動方式が、スターデルタ起動方式、インバーター制御（流量制御）により、3箇所へ送水している。

各系統にポンプが2台設置され内1台を更新し、撤去機器を予備機として保管するために当該工事を施工する。

### 第2節 機器概要

#### 1. 更新機器

青山向送水ポンプ・上野第3向送水ポンプ

ポンプ 2台（各系統1台） 別添データシートによる

配管・パッキン・電線管・配線材料 一式

（既設機器接続用材料（ポンプ吸込・吐出配管・ポンプ排水管・温度センサー・圧力水配管・満水検知器 は既存流用する。）流用機器接続材料も含む）

※ ポンプ選定は、水撃検討書・水理計算書による

同等品可であるが、電動機、フライホイールは既存設備を使用する。

※ 当該施設にはホイスト 有 ・搬入口 幅 1300 ポンプ室正面入口

#### 2. その他

1台分の既存流用機器

軸温度計 2台 ・ 圧力スイッチ 1台 ・ 吸込、吐出圧力計 各1台

上記測定架台 1基（配管等含む）

満水検知器 1基（配管・電線管・配線含む）

#### 3. 施工範囲

ア 既存機器 撤去・保管場所へ移動、仮置

1. 更新機器分の既存撤去機器を同施設ポンプ室へ保管のため移送  
保管場所はポンプ室のホイスト可動範囲とする

イ 1. 更新機器・2. その他の機器 据付・接続（芯出し等含む）

ウ 試運転調整



## 第3章 据付工事

### 第1節 据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 本工事場所は、浄水場施設のため、施設、設備の維持管理に支障を与えないよう施工するとともに、油類及び汚水等で汚染しないよう衛生管理にも十分注意して施工すること。
3. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

### 第2節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定及び仕様に適合した工事でなければならない。
  - (1) 内線規定専門部会 内線規定 (JEAC)
2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。

### 第3節 塗装工事

1. 各機器の塗装は、特記なき限り製作者の標準塗装とする。但し、仕上げ色については、当市の指示によるものとする。
2. 据付後、損傷箇所がある場合はその補修塗装を行うものとする。

### 第4節 試運転調整

1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い必要な成績書を提出すること。
2. 試運転終了後、当市係員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。
3. 当該ポンプ設備は、東芝インフラシステムズ(株)製の中央監視システムから遠隔制御して運転している。

その中央監視システムからの指示により、富士電機E&C(株)製の現場制御盤にて運転制御し、運転号機等の制御を行っている。

本工事における当該ポンプ設備設置後の試運転調整については、前述の自動制御などの性能が当初どおり発揮できることを受注者の責任において行うこと。

しかし、それを受注者において行うことができず技術的な支援を必要とした場合、それに係る不測の費用はすべて受注者の負担とする。

### 第5節 引渡しおよび保証

1. 本工事の引渡しは、当市係員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
2. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保障期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び条件
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名: ) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 ) <input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( ) 施工時期及び施工時間 ( ) <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) <input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査資料 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数: 交通誘導警備員 A: 人 B: 人 (注: 交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定められた実績人数が確認できる資料を提出すること。
		<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・近接施設 ( <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたいうえで、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。

(注) 上記の産業廃棄物事項・条件及び内容のレベルや自認は、作業に当たって前記を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 ( ) <input type="checkbox"/> 移設時期 ( ) 令和 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 <input type="checkbox"/> 防護 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他 ( )	設計条件 ( ) 工法区分 ( ) 材料種類 ( ) 施工範囲 ( ) <input type="checkbox"/> 削孔数量 ( ) 注入量 ( ) その他 ( ) <input type="checkbox"/> 工法関係 ( ) 材料関係 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 ( ) 再生Asコン ( ) 再生路盤材 ( ) 再生クラツジャンラン ( ) 道路用盛土材 ( ) 再生コン砂 ( ) <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 ( ) 新材に変更 ( ) その他 ( ) 別途協議 ( ) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクツジョン材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事項用パリケード・看板・標示板) <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場発生産品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 保管場所 ( ) 期間 ( ) 数量 ( 2 台 ) 保管場所 ( 上野南法水ポンプ所 ) その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 品名 ( ポンプ ) 数量 ( ) 引渡場所 ( ) <input type="checkbox"/> 品名 ( ) 数量 ( ) 引渡場所 ( ) <input type="checkbox"/> 時期 ( 令和 ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) 日 その他 ( ) <input type="checkbox"/> 運搬方法 ( <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 引渡場所 ( <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 数量 ( ) 運搬距離 ( L = km ) <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容 ( 率分 ) ( ) <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容 ( 種上 ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件内容及び内容
適用条件	適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 日)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案)」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> ※設計図書の写真完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を【例示(公財)三重県建設技術センター】に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならぬ。また、書類(施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に申し説明を求められた場合は、説明に応じなければならぬ。ただし、支援技術者は、工事請負員契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：
監督の区分 (共通仕様書第3編3-1-1-6第6項、第10項に規定する表3-1-1(1)、表3-1-1(2))	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input checked="" type="checkbox"/> その他(伊賀市が定めていないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。) <input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種( ) ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されたいないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日まで間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ (CORINS) の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムを更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてならぬ。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。